

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(平成30年奈良市条例第26号)

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営の基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）において使用する用語の例による。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準)

第3条 障害者支援施設の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害者支援施設基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第5条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第6条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又

は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(9) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(10) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(食事の特例)

第7条 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第8条 障害者支援施設は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第9条 障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第10条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 障害者支援施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(報告)

第11条 障害者支援施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(障害者支援施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害者支援施設基準の附則（第2条から第14条

まで、第17条第2項及び第19条第2項を除く。)及び障害者支援施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する障害者支援施設(基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)に係る第6条第2項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。